同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第十条の五の四第二項第六号」を「第十条の五の三第二項第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十条の五の四第二項第七号」を「第十条の五の三第二項第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十条の五の四第二項第七号」を「第十条の五の三第二項第八号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項から第九項まで」を「第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条を第五条の六の三とする。

第五条の六の五第一項中「第十条の五の五第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同条第二項中「第十条の五の五第一項に規定する政令」を「第十条の五の四第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「第十条の五の五第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第十条の五の五第五項」を「第十条の五の四第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第十条の五の五第五項」を「第十条の五の四第五項」に改め、同項各号中「第十条の五の五第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五条の六の四とする。

第五条の七第一項を次のように改める。

法第十条の六第一項第十号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第十条の四第四項の規定とし、法第十条の六第一項第十号に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第十条の四第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

第五条の七第三項中「第十条第十三項（法第十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第十三項」を「第十条第十項、第十条の二第十三項」に、「第十条の五第五項」を「第十条の四第七項、第十条の五第九項」に、「第十条の五の二第七項、第十条の五の三第十項、第十条の五の四第六項及び第十条の五の五第十項」を「第十条の五の二第十項、第十条の四第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第十条の六第二項に規定する政令で定める規定は、平成二十四年旧効力措置法第十条の四第四項の規定とする。

3　法第十条の六第三項に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第十条の四第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第五条の八第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第二項中「及び第四項において同じ。）」を「において同じ。）」に改め、同条第三項中「海洋運輸業」を「、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）」に、「もので」を「もので、」に改め、同条第四項中「事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものは、鋼船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が三千トン以上のものに限る。）のうち海洋運輸業の用に供されるものとし、同欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を削る。

第六条の二の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第六条の三第一項第一号中「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間（これらの」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定による公示の日（第四項第三号に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合にあつては、平成二十二年四月一日）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該」に、「に同号」を「に同表の第一号」に改め、「又は振興山村」を削り、「それぞれこれらの」を「当該」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「のイ」を削り、同条第四項中「の各号に掲げる地区の区分に応じ当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　製造の事業

二　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

三　商品又は役務に関する情報の提供その他の業務に係るものとして財務省令で定める事業

第六条の三第五項第三号中「前項第一号ハ」を「前項第三号」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　法第十二条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この項及び第二十二項において同じ。）をする場合　当該地区に係る半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第一号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

二　法第十二条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）

三　法第十二条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

四　法第十二条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の四第一項に規定する特定振興山村市町村（次項第四号において「特定振興山村市町村」という。）の同法第八条第一項に規定する山村振興計画（同条第四項各号及び第五項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「特定山村振興計画」という。）に記載された計画期間（同法第八条第四項第四号に掲げる期間をいう。以下この号において同じ。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第四号の上欄に規定する振興山村に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）